

**「ジャパンパラ3大会(テストイベント)における会場満員策・ファン拡大策」
および「東京2020パラリンピックに向けたムーブメント醸成策」
実施業務委託仕様書**

1. 委託名

「ジャパンパラ3大会(テストイベント)における会場満員策・ファン拡大策」および「東京2020パラリンピックに向けたムーブメント醸成策」 実施業務委託

2. 委託目的

- (1) テストイベントとして開催されるジャパンパラ3大会を東京2020パラリンピックに向けた機運醸成のラストチャンスと捉え、会場満員策・ファン拡大策を実施する。
- (2) パラリンピック本番で力を発揮してもらうため、日本選手に本番さながらの条件・雰囲気の中で競技する機会をテストイベントとして提供する。
- (3) パラリンピック・ムーブメントの普及・啓発に向けて、上述ジャパンパラ3大会・東京2020パラリンピック大会後も見据えた、積極的なムーブメントPR活動を展開する。

3. 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「委託者」という。）が実施する、「ジャパンパラ3大会(テストイベント)における会場満員策・ファン拡大策」および「東京2020パラリンピックに向けたムーブメント醸成策」に関し、必要な事項を定める。

4. 業務の理念

本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行わなければならない。

5. 委託期間

契約締結日から2019年9月30日(水)

6. 業務委託料

5,000万円(消費税込み)以内とする。但し、予算外のオプション提案も可とする。業務完了後(各大会終了ごとに)支払い。

7. 委託業務内容

- (1) 提案内容に含めるべきジャパンパラ3大会の会場満員策・ファン拡大策

①会場満員策の企画立案・実施

- ア. 小中高校の児童・生徒の観戦授業
- イ. 企業(JPSAオフィシャルパートナー企業を含む)・自治体等の団体観戦
- ウ. 事前の大会広報(ポスター・チラシ・広告折込み等)による一般観客の誘引策
- エ. アリーナ席(有明体操競技場・国立代々木競技場)およびオリンピックスタジアムでの一部有料チケット販売政策・戦略の検討、チケット販売

- オ. 会場図(レイアウト、動線含む)の作成
事業目的を達成するために効果的な会場レイアウトを作成すること。
- カ. 会場設営(ブロック割り)、撤去(清掃、廃棄物処理含む)

②ファン拡大策の企画立案・実施

- キ. 開閉会式の演出、試合中のD J・解説、ハーフタイムショー、キッチンカー導入等の実施
- ク. 体験会の実施
選手を派遣する競技団体とのスケジュール調整や条件交渉、さらに選手の接遇・誘導・謝金支払い等含むアテンドを行うこと
- ケ. BS等テレビ中継を活用したファン獲得の検討
- コ. 業務(人員)体制
受託者は、本業務委託の全体責任者をあらかじめ定め、各部門の責任者等を明記した体系図を作成すること。また、平常時及び緊急時における連絡体制を整備すること。なお、連絡体制に変更が生じた場合は速やかに委託者に報告すること。

③その他

- サ. 雨天時・荒天時対応
原則、雨天時も決行するが、詳細については委託者と協議すること。
- シ. 事業効果測定
事業効果測定の一環として、観客へのアンケート調査を実施すること。
- ス. 結果報告書提出までのロードマップの作成
- セ. 関係官公署等との協議・手続等
本業務の実施にあたり、委託者が行う関係官公署等への手続の際に協力すること(受託者が行う場合には速やかに実施すること)。
関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面(打合せ記録簿)に記録し、委託者へ報告すること。
- ソ. その他実施にあたり必要となる事項について委託者と協議の上作成すること。

(2) 東京2020パラリンピックに向けたムーブメント醸成策

◎受託者が提案する効果的かつ積極的なムーブメントPR活動

本仕様書の業務内容以外に、業務を実施するうえでの効果的な方策・取組みがあれば、積極的に提案すること。

(3) その他

上記について変更が生じる場合は、その都度委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めること。

8. その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

プロポーザルは、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、委託者と協議を重ねながら業務実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(3) 情報の提供

委託者は、契約締結後に、必要に応じてこれまでに蓄積した基礎データ等を受託者に開示で

きるものとし、受託者はこれを最大限に活用できる。

9. 成果品

受託者は、成果品として結果報告書を2部提出すること。ただし、納入時期については、委託者と協議を行うこと。

10. 納入場所

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番地6号 ユニゾ水天宮ビル3階
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 企画情報部

11. 協議・打合せ及び記録

業務における協議・打合せは、業務着手時、定期打合せ時及び成果品納入時に行うほか、委託者が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、資料や情報の提供を行うものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

12. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ア. 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- イ. 成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ア. 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。
- イ. 上述ア.に関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ウ. 上述ア.に関わらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

13. その他

- (1) 事業を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求められることができるものとする。

以上